

第1 保健推進員

○ 保健推進員制度

地域住民の健康づくりのため、市の保健事業と一体的関係を保ちながら保健活動の円滑な推進を図ることを目的として、「盛岡市保健推進員要綱」（令和2年4月1日施行）による保健推進員制度を設置し、現在431名を定数としている。

※ 「盛岡市保健推進員規則」（平成7年3月）については、地方公務員法の一部改正で特別職非常勤職員の任用の厳格化により同法第3条第3項に該当しないことから令和2年3月31日に廃止の公布を行った。

○ 基本方針

保健行政と一体となって、明るく健康で快適な住みよい地域づくりを目指し、住民の健康増進及び母子保健の推進、健康管理、疾病予防等の保健活動を積極的に展開し、保健思想の普及向上に努めるものとする。

1 地区における保健活動の推進

- (1) 健康相談 62回開催 延べ従事者数 8人
健康教育 120回開催 延べ従事者数 204人
各町内会等で年1～2回開催した。（開催場所…各地域公民館、活動センター等）
- (2) 各種検診受診勧奨活動
受診率向上のための勧奨活動等の実施。
検診受付従事、地域での呼びかけ、チラシの町内回覧等を行った。（6月～10月）
検診受付 延べ 84回 延べ従事者数 110人
- (3) 特定事業
15地区で、次のとおり開催した。（129人参加）
※ 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止地区有。

地区	実施日	参加人数	内容
上田	中止		
緑が丘	2.10.2	20人	ぐんぐん歩ける健康ウォーキング「ノルディックウォーキング」
青山	中止		
みたけ	中止		
西厨川	中止		
加賀野	中止		
杜陵	2.10.30	19人	青空ウォーキング
米内	中止		
太田	2.11.4	40人	グランドゴルフで楽しみましょう
つなぎ	中止		
築川	2.10.21	18人	レインボー健康体操
見前	中止		
乙部	2.9.18 2.10.11	16人 16人	レインボー体操
好摩	中止		
玉山薮川	中止		

(4) 子育て相談

盛岡市保健所事業の子育て相談等へ体験参加し、事業に協力した。

全 一回 延べ従事者数 一人 【実施担当課において中止】

2 献血活動の推進

(1) 献血推進活動

市内 30 地区において献血推進活動を実施（各地区 1/2～4 回）、地域献血本数 3,064 本（全血・200ml 換算）の実績を上げた。（活動回数 41.1/2 回、献血会場 48 カ所）

3 保健推進員協議会の運営

保健推進員の職務の円滑な遂行を確保するとともに、相互の親睦を図り、市の保健行政の進展に寄与することを目的に各地区長を理事として協議会を設置、運営強化を実施した。

(1) 総会 令和 2 年 5 月 14 日（木）、盛岡劇場メインホール、【書面開催】

(2) 理事会 市保健所で（4/23 【書面開催】・7/23・12/17・3/24）4 回開催した。

(3) 地区総会 令和 2 年 5 月 18 日～6 月 13 日にかけて、各地区公民館等で開催した。

(4) 会報「すこやか」の発行

第 26 号を令和 2 年 12 月 1 日付で 11,000 部発行、各町内会等へ班回覧に供した。

4 保健活動推進のための研修会への参加及び開催

(1) 市保健所主催の研修会

第 1 回保健推進員研修会

令和 2 年 5 月 14 日（木）盛岡劇場メインホール 【中止】

(2) 市保健所・保健推進員協議会共催の研修会

第 2 回保健推進員研修会

令和 2 年 8 月 25 日（火） 勤労福祉会館 48 人参加（感染対策により縮小開催）
講演・実技

講演 脳と体を活性化「コグニサイズ」を体験しよう

講師 公益財団法人岩手県予防医学協会 健康運動指導士 高橋 力 氏

(3) 保健推進員協議会主催の研修会

保健推進員理事研修会 令和 2 年 9 月 30 日（水） 理事 23 人参加

演題 みんなで脳元気教育

講師 盛岡市消費生活センター、 地域包括支援センター

盛岡市保健推進員要綱

令和2年3月31日市長決裁

(設置)

第1条 保健活動等の円滑な推進を図るため、保健推進員を設置する。

(活動)

第2条 保健推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 保健活動に係る連絡、周知及び協力に関すること。
- (2) 各種検診の受診及び予防接種の奨励に関すること。
- (3) 保健活動に関する知識の普及に関すること。
- (4) 献血の推進に関すること。

2 保健推進員は、活動上知り得た秘密を漏らさないこと。その活動を中止した後も、同様とする。

(委嘱)

第3条 保健推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

(任期)

第4条 保健推進員の任期は、3年（市長が別に定める保健推進員にあつては、3年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の保健推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地区長)

第5条 保健推進員の活動を円滑に行わせるため、地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 保健推進員の活動に関する連絡調整に関すること。
- (2) 保健活動等に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30人以内とする。

4 地区長は、第2項の担当地域内の保健推進員の意見を聴いて当該保健推進員のうちから市長が委嘱する。

5 第4条の規定は、地区長について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、盛岡市保健推進員規則に基づき委嘱している保健推進員の任期に関する事項は、なお、従前の例による。